

三共済、ご存知ですか？

今回は、意外と知らない方も多く、また意外と使える3つの共済制度をご紹介します。

1.【中小企業退職金共済制度】(中退共)

この制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互扶助と国の助成によって、従業員の退職金制度を確立し、中小企業従業員の福祉の増進と雇用の安定、中小企業の振興と発展に寄与することを目的に創設されました。

制度の仕組み

事業者と機構・中退共が退職金共済契約を結び、毎月の掛金は全額事業者負担。従業員が退職した時は、従業員本人の請求により直接機構・中退共から退職金が支払われる。

加入資格(抜粋)

加入できる企業・・・中小企業者(個人事業主又は法人)で、業種による「資本金・出資金」または「常用従業員数」の基準のどちらかに該当する企業。

加入対象者 原則すべての従業員。ただし、一部除外もあり。

加入できない方・・・個人企業の事業主および事業主の同居の親族のうち使用従属関係がない方、法人企業の専任役員(使用人兼務役員は可)など。

掛金

毎月の掛金は5千円から3万円までの16種類から従業員ごとに選択できます。掛金は、全額損金または必要経費に算入可能です。短時間労働者も特例あり。



国の掛金助成

新規加入助成・・・新しく加入される事業主に掛金月額額の1/2(従業員ごと上限5,000円)が加入後4か月目から1年間、助成される。

月額変更助成・・・18,000円以下の掛金月額から掛金を増額する事業主に増額分の1/3を増額月から1年間、助成される。

(詳しくは <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>)

【セーフティ共済】中小企業倒産防止共済制度

この制度は、取引先企業の倒産の影響によって中小企業者が連鎖倒産等に陥る事態を防止するための国の共済制度で、「取引先が倒産したときの万が一の資金手当」を目的とした法律に基づく共済制度です。

制度の趣旨

取引先倒産時の緊急資金手当てにより、中小企業の

連鎖倒産を防止するための国の共済制度です。

最高で、掛金累計額の10倍まで無担保・無保証人で融資を受けられます。

加入資格(抜粋)

加入できる方・・・引き続き1年以上事業を行っている個人事業者または会社で、業種ごとに定める資本金などの額または従業員数の基準のいずれかに該当する方(例：製造業=資本金3億円以下または従業員数300人以下)

加入できない方・・・引き続き1年以上事業を行っている中小企業者であっても以下のいずれかに該当する方。(1)住所または主たる事業の内容の変更を繰り返し行ったため、継続的な取引の状況を把握することが困難な方、(2)事業に係る経理内容が不明の方、(3)納付すべき所得税または法人税を滞納している方、(4)本制度に関して、不正行為のあった方、(5)医療法人・宗教法人・学校法人ほか

掛金

毎月の掛金は5千円から20万円まで、5千円刻みです。掛金は、最高800万円まで積み立てることができます。(掛金は、損金または事業所得の必要経費)(注)個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費としての算入が認められません。(詳しくは <http://www.smrj.go.jp/kyosai/>)

【小規模企業共済制度】

この制度は、小規模企業の個人事業主や会社等の役員が事業をやめたり、役員を退職した場合等、第一線を退いたときの生活の安定・事業の再建等の資金をあらかじめ準備しておくもので、国によって作られた「事業主のための退職金制度」です。

制度の趣旨

小規模企業の経営者向けの退職金制度...個人事業主・その共同経営者または会社等の役員が加入できる。廃業・引退後の生活資金の準備をする。

加入資格

従業員が20人(商業・サービス業では5人)以下の個人事業主や会社等の役員。

掛金

毎月の掛金は1,000円から70,000円まで500円刻みです。掛金は全額所得控除ができます。また1年以内の前納掛金も所得控除の対象です。

(詳しくは <http://www.smrj.go.jp/skyosai/>)

以上、加入条件等の詳細は各共済のホームページにてご覧下さい。(文責：小田原事業部 田中 匡哲)